

仕 様 書

1 概 要

- (1) 件名 第一学校給食センター外2か所電力購入（単価契約）
- (2) 需要場所 第一学校給食センター 越谷市相模町三丁目48番地1外2か所
※履行場所詳細
①第一学校給食センター 越谷市相模町三丁目48番地1
②第二学校給食センター 越谷市大字大杉470番地
③第三学校給食センター 越谷市大字砂原520番地
- (3) 業種および用途 学校給食センター

2 仕 様

- (1) 供給電気方式、供給電圧、計量電圧、標準周波数、供給方式、蓄熱式負荷設備、非常用自家発電設備および常用発電設備の有無
- ① 供給電気方式 交流3相3線式
- ② 供給電圧（標準電圧） 6,600ボルト
- ③ 計量電圧（標準電圧） 6,600ボルト
- ④ 標準周波数 50ヘルツ
- ⑤ 供給方式 1回線方式
- ⑥ 非常用自家発電設備の有無 有
第一学校給食センター 40KW
第二学校給食センター 56KW
第三学校給食センター 56KW
- ⑦ 蓄熱式負荷設備の有無 無
- ⑧ 常用発電設備の有無 無
- (2) 契約電力および予定使用電力量
- ① 契約電力 別紙1のとおり
※ただし、実際の取引においては、各月の契約電力はその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
- ② 予定使用電力量 1,322,297kWh（詳細は、別紙1のとおり）
※ただし、気象条件や社会経済条件によって増減する可能性があるため、月別使用電力量は都合により月別予定使用電力量を上回り、又は、下回ることができるものとする。
- (3) 使用期間
令和4年3月1日午前0時から令和5年2月28日午後12時まで
- (4) 電力量等の検針
電力会社の検針方式 遠隔自動検針

(5) 需給地点

配電線より引込みした各施設の構内柱上設置の開閉器電源側接続点

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

(7) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ

3 支払方法

完了払（毎月払） ※施設ごとに請求書を分け、給食課に送付し、支払についても給食課から支払うものとする。

4 契約方法及び積算方法

(1) 契約方法

契約電力に対して年間を通じ単一の月額基本料金（単価）と、予定使用電力量に対する月別電力量料金（単価）を定める単価契約とする。

なお、各施設、月ごとに契約電力及び使用実績に応じて支払うこととし、各施設の業務用電力の単価は統一した価格とすること。

※各施設における1か月の電気料金

$$\begin{aligned} & \left(\quad \quad \quad \text{基本料} \quad \quad \quad \right) + \left(\quad \quad \quad \text{電力量料金} \quad \quad \quad \right) \\ = & \left(\quad \quad \quad \text{契約電力に応じた料金} \quad \quad \quad \right) + \left(\text{使用量に応じて単価で支払う料金} \right) \end{aligned}$$

(2) 積算方法

別紙1の契約電力及び使用予定電力量等を基に、月額基本料金（単価）、月別電力量料金（単価）を算出し、1年間の全施設に係る料金を積算すること。

なお、入札書に記載する入札金額は総価とし、入札時には、「入札書」及び入札金額に係る単価を記載した「単価表」を提出すること。

また、入札における落札価格は、入札書に記載された入札金額の10パーセントに相当する額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた金額とする）を加算した金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、切り上げた金額とする）に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書の単価書に記載する金額は小数点第2位までの数値とすること。

※見積金額の算出にあたっては、別紙内訳書に基本料金及び電力量料金の単価を入力して算出すること。なお、別紙内訳書に入力する単価及び入札時に提出する「単価表」に記載する単価については、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

統括表の合計額が自動で算出されるため、各施設の合計額を合算した金額の110分の100（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、切り上げた金額とする）に相当する金額を入札金額とする。

※入札金額については、別紙内訳書の計算式において、こちらで設定した値を入力してあるため、力率割引を考慮した金額が算出されることとなる。

(3) 電気料金の算定

料金その他を計算する場合の単価及びその端数処理は次のとおりとする。なお、各施設ごとに計算する。

- ・ 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- ・ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- ・ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- ・ 消費税額及び地方消費税額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

5 その他

- (1) 供給に必要となる機器の設置及び運用に係る経費については、すべて供給業者の負担とする。
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (3) 仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件（電気需給約款）によるものとし、その他の疑義については、双方協議のうえ決定するものとする。
- (4) 令和3年10月現在の電力供給会社は、すべての施設において株式会社ホープである。
- (5) 自家発補給電力の契約はありません。

施設名称	需要場所(住所)	契約種別	契約電力(kW)	使用予定電力量(kWh) 令和2年度実績による												施設別合計	
				3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		
1	第一学校給食センター	越谷市相模町三丁目48番地1	高圧A	295	30,421	12,100	13,157	30,007	37,200	33,239	40,202	36,196	36,478	31,675	24,113	35,401	360,189
2	第二学校給食センター	越谷市大字大杉470番地	高圧A	272	36,619	20,669	17,627	26,339	41,555	34,294	31,717	37,411	38,929	39,761	34,627	38,960	398,508
3	第三学校給食センター	越谷市大字砂原520番地	高圧A	313	45,418	25,534	24,260	31,456	61,439	61,654	53,966	59,271	56,755	49,549	44,200	50,098	563,600
合計				880	112,458	58,303	55,044	87,802	140,194	129,187	125,885	132,878	132,162	120,985	102,940	124,459	1,322,297